

議案オー一五号

公営三朝子スホテル管理条例の制定について

子スホテル管理条例を別紙のとおり制定する

昭和三十八年十一月三十日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和卅八年拾壹月卅日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町条例第 号

公営三朝ユースホステル管理条例(案)

(目的)

第一条 この条例は青少年の健全な旅行その他一般のレクリエーションに資するため設置された公営三朝ユースホステルの管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

(名称及位置)

第二条 ユースホステルの名称及び位置は次の通りとする。

名 称 公営三朝ユースホステル

位 置 鳥取県東伯郡三朝町大字三朝一〇五七ノ一番地

(管理運営)

第三条 公営三朝ユースホステル(以下「ホステル」と云う)は鳥取県との使用貸借契約並に鳥取県が定める運営基準に基き町長が管理し、その経理は親元施設に委ねる。その運営については法令の定めるもののほかこの条例の定めるところによる。

(職 員)

第四条 ホステルに左の職員を置く。

一、管 理 人

一 名

二、主 任 (ベアレント)

一 名

三、管 理 員

二名以内

(運営委員会の設置)

第五条

朝議町三ホステルの運営に関する事項を審議するため町長の諮問機関として公営三朝議町三ホステル運営委員会(以下「委員会」という)を設置する。

2. 委員会の委員は七名以内とする。

(補 則)

第六条 この条例に定めるもののほか、管理運営に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十八年九月二日より適用する。